

松江市要配慮者支援推進事業(見守り隊支援事業)について

松江市福祉部福祉総務課

【取り組みの経緯・目的】

松江市では平成23年度から要配慮者支援推進事業(見守り隊支援事業)に取り組んでいます。これは東日本大震災や台風豪雨など、各地で発生している自然災害の被害状況や、高齢化の進展による様々な問題を省みて、日頃からの備えと地域の支え合いの体制構築(共助)の必要性を認識し事業を開始したものです。

【事業の内容について】

それぞれの地域においては、民生児童委員や福祉推進員などの地域の福祉を担う人たちの日常的な活動を通して、高齢者や障がい者などの配慮が必要な人(要配慮者)に対して支援活動が行われています。

しかし、高齢化の進展や地域におけるコミュニティ意識の低下などにより、個々の活動では十分な対応が難しいこともあります。

そこで、要配慮者支援会議として、既存の町内会・自治会や自主防災組織などの「地域のつながり」を基にして組織をつくり、平常時から地域の要配慮者の把握と情報の共有化を図るとともに、支援活動(見守り、声かけ、交流活動など)の実施や災害発生時などの緊急時に備えた支援のあり方を検討し活動を行うものです。

【組織のイメージ図】



【市から見守り組織への助成】(令和3年度)

①要配慮者支援組織設置推進事業補助金(立ち上げ支援)

補助内容:設置事業補助(会議開催経費、事務用品購入費など)

- ・組織設立時に、10万円を上限に支給します。(設立時、1回限り。構成世帯数に関わらず一律。)

②要配慮者支援推進事業補助金(運営支援)

補助内容:運営事業補助(報償費、研修費、会議開催経費など)

- ・支援会議の毎年の活動に対し、対象世帯数に応じて、10万円を上限に支給します。(年度途中で設立の場合は、月割支給となります。)

〈運営事業補助の上限額〉

構成世帯数	補助上限額
50世帯以下	30,000円
51世帯~100世帯以下	40,000円
101世帯~150世帯以下	60,000円
151世帯~200世帯以下	80,000円
201世帯以上	100,000円

【活動のイメージ図】

平常時の活動			緊急時の活動
地域での関係づくり	支援体制の検討・実施	災害に備えての活動	平常時の活動をもとに
日頃からのあいさつや声掛け、地域での行事(イベント)を開催し、顔の見える関係づくりを行う。	地域内で配慮を必要とする人の調査や、見守り体制を検討する。	地域の防災訓練に参加するなど、防災意識の啓発、避難経路の確認など実施する。	情報伝達 安否確認 避難誘導 その他の支援

【補助金の活用例】

食糧費

◎会議を開催する際の食事代やお茶代、交流会やイベントで飲食を提供する場合などの原材料費などに使用。但し、アルコール類は補助対象外

◎例えば

- ・会議を開催した際の弁当代やお茶代。
- ・集会所で高齢者の方を集めて研修を行った際のお茶代。
- ・地区の防災訓練で炊き出しを行った際の原材料費。



会場使用料

◎会議や交流会などを開催する際の会場費や冷暖房などの光熱費に使用。

◎例えば

- ・集会所で会議を行った際の会場使用料や冷暖房費。

印刷費

◎会議を開催する際の資料や、地域の住民に配布する広報の印刷費に使用。

見守り・防災用品

◎見守り活動に必要な備品や防災活動の資機材などの購入に使用。

◎例えば

- ・パトロールベスト
- ・反射チョッキ
- ・車椅子・担架
- ・毛布・手袋・安全靴
- ・ブルシート・ロープ
- ・シヨベル・ヘルメット など



事務用品・備品

◎会議の活動に必要な事務用品や備品に使用。

◎例えば

(事務用品)

- ・コピー用紙・ホッチキス・電卓
- ・乾電池・ファイル・ゴム印・印章・封筒

(備品)

- ・ノートパソコン・カメラ・プリンター
- ・書庫・シュレッダー・座椅子 など



通信費

◎会議開催通知の郵送料や役員の電話代の補助に使用。

燃料費

◎見守り活動を行う役員の方へのガソリン代や草刈り・除雪活動を行う際の燃料代。

報償費

◎見守り活動を行う役員や研修等を行った際の講師への報償費。



【問い合わせ先】松江市 福祉部 福祉総務課 電話 55-5302

もしもの災害に備えて

名簿情報提供の同意をお願いします。

松江市では、災害対策基本法に基づき、「災害時、避難するために支援を必要とする在宅の方たち(※1)の名簿」を作成しています。

災害時に必要な支援を受けやすくするためには、あなたのことを普段から支援に関係する地域の人たち(※2)に知っておいてもらうことが重要です。

あなたの情報を、支援に関係する地域の人たち(※2)にお知らせしてもよろしければ、同意をお願いいたします。

※1 名簿に掲載されている人（避難行動要支援者）

- ① 75歳以上のひとり暮らしの人、または75歳以上のみの世帯の人
- ② 身体障がい者手帳の交付を受けている人
- ③ 療育手帳（A,B）の交付を受けている人
- ④ 精神障がい者福祉手帳1級または2級の交付を受けている人
- ⑤ 要介護認定3～5を受けている人
- ⑥ 従来 of 制度に登録されている人（平成20年より実施している支援制度の登録者）
- ⑦ その他市長が必要と認めた人

※2 支援に関係する地域の人たち（避難支援等関係者）

- ① 消防機関
- ② 警察機関
- ③ 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- ④ 民生児童委員
- ⑤ 自治会
- ⑥ 自主防災組織
- ⑦ 見守り組織（要配慮者支援組織）

【お問い合わせ先】松江市末次町86
松江市福祉部福祉総務課 電話:55-5302
松江市防災安全部防災安全課 電話:55-5115

【裏面もご覧ください。】

名簿活用のイメージ図



名簿に関する Q&A

Q1. 支援に関する地域の人たちへ提供する情報とは？

A. お伝えすることは、あなたの次の情報です。

① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所 ⑤ あなたの支援にかかわる情報

Q2. 同意した場合に、支援に関する地域の人たちから何をしてもらえるのですか？

A. ◎ 平常時には…あなたの情報を基に、見守り活動や個別計画の作成など、地域での支援体制の充実を図ります。

◎ 災害時には…避難誘導や安否確認などを行います。

※ 支援に関する地域の人たちも被害にあう可能性があるため、支援が必ずなされることを保証するものではなく、支援に関する地域の人たちが責任や義務を負うものではありません。

Q3. 個人情報は適正に管理されますか？

A. 個人情報は市及び名簿情報の提供先において、適正に管理し、避難支援に関わる目的以外は使用しません。名簿情報を提供する際には、個人情報の取り扱いについて市と提供先で協定を結んでいます。

Q4. 長期的に施設に入所または長期入院している場合はどうしたらいいですか？

A. 同意確認書の「あなたの名簿情報」の「住所」欄を施設名に訂正し、ご返送ください。

名簿は在宅の方を対象としているため、長期的に施設に入所または長期入院されている方は対象外です。施設に入所または入院されている方については、災害時には施設での支援を受けることが優先されます。

※自宅に戻られた場合は、福祉総務課(電話:55-5302)までご連絡ください。

Q5. 同意しない場合はどうなりますか？

A. 平常時に名簿情報の提供は行いませんが、災害が発生する恐れがある場合や、災害発生時にはあなたの名簿情報が避難支援や安否確認などの支援活動に活用されます。

Q6. 期限を過ぎて提出してもいいですか？

A. 期限を過ぎても受け付けていますが、期限までの返送分を先に集計いたしますので、支援に関する地域の人たちに提供する名簿への掲載が遅れる可能性があります。

地区ごとの要配慮者支援組織設置状況（全体）

令和3年3月31日時点

地区	全世帯数	組織世帯数	組織率	組織数
東城	4,072世帯	394世帯	9.7%	2団体
北城	3,321世帯	1,994世帯	60.0%	15団体
西城	4,223世帯	422世帯	10.0%	4団体
白濁	1,583世帯	354世帯	22.4%	3団体
朝日	2,296世帯	293世帯	12.8%	4団体
雑賀	2,602世帯	202世帯	7.8%	3団体
津田	6,308世帯	1,404世帯	22.3%	1団体
古志	6,305世帯	1,167世帯	18.5%	7団体
川津	8,037世帯	8,037世帯	100.0%	6団体
朝酌	821世帯	230世帯	28.0%	3団体
法吉	5,474世帯	5,474世帯	100.0%	1団体
竹矢	2,770世帯	1,212世帯	43.8%	11団体
乃木	7,250世帯	2,701世帯	36.8%	13団体
忌部	821世帯	357世帯	43.5%	11団体

大庭	4,096世帯	1,038世帯	25.3%	7団体
生馬	1,741世帯	899世帯	51.6%	10団体
持田	1,830世帯	541世帯	29.6%	7団体
古江	1,853世帯	151世帯	8.1%	1団体
本庄	1,058世帯	278世帯	26.3%	3団体
大野	523世帯	23世帯	4.4%	1団体
秋鹿	749世帯	749世帯	100.0%	1団体
鹿島	2,631世帯	122世帯	4.6%	2団体
島根	1,373世帯	1,035世帯	75.4%	18団体
美保	2,121世帯	1,511世帯	71.2%	21団体
八雲	2,665世帯	546世帯	20.5%	5団体
玉湯	2,968世帯	475世帯	16.0%	3団体
宍道	3,241世帯	1,244世帯	38.4%	19団体
八束	1,748世帯	1,748世帯	100.0%	8団体
東雲	6,161世帯	1,164世帯	18.9%	11団体
合計	90,741世帯	35,765世帯	39.4%	201団体

